

和泉市で
創業を目指す
方々に！



和泉市イメージキャラクター

コダイくん・ロマちゃん

特定創業支援 のご案内

市では創業を目指す方々への支援に取り組み、創業の促進による産業活性化を図るため、平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」に基づき、「創業支援事業計画」を策定し、平成26年10月31日に国の認定を受けました。

(計画期間：平成27年1月1日～令和6年3月31日)

計画に定める創業を目指す方々への支援（特定創業支援事業）をぜひご活用ください。

創業
支援

<特定創業支援事業とは>

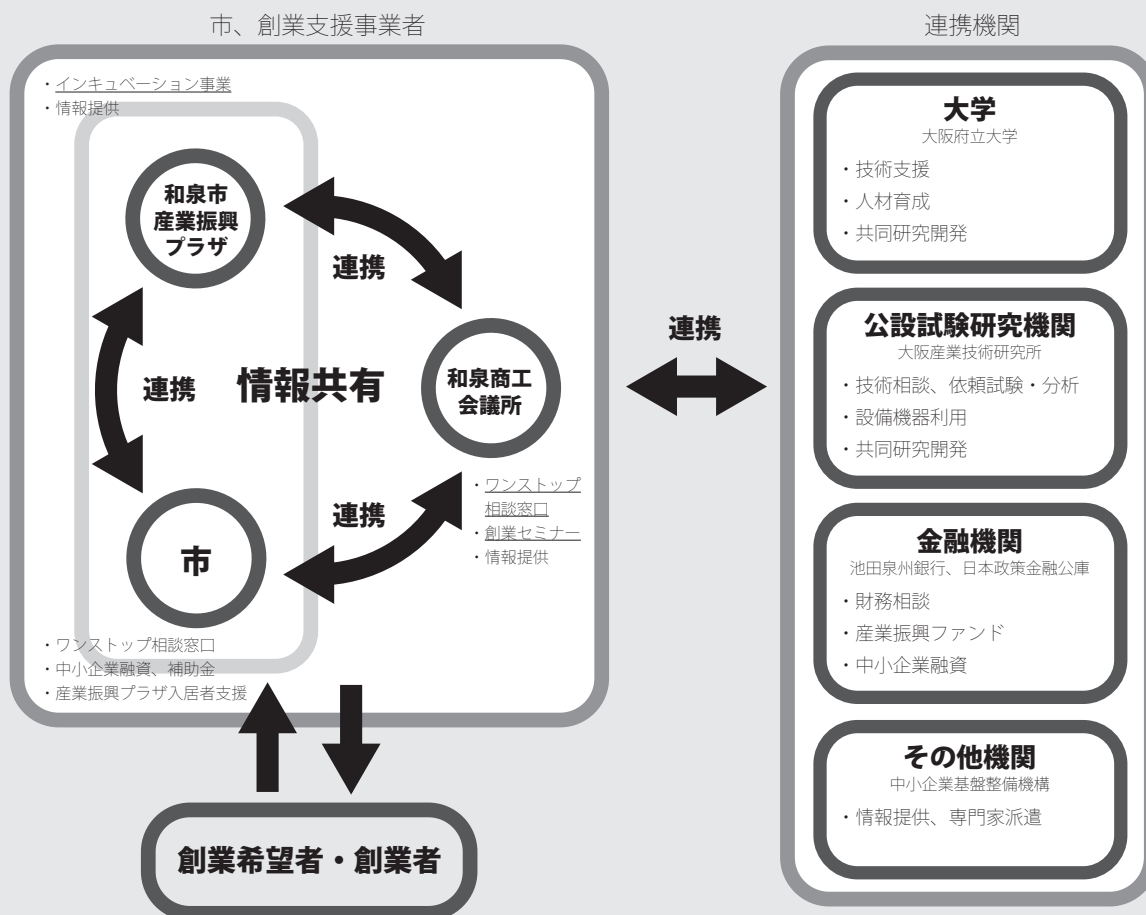
特定創業支援事業とは、創業を目指す方々に対する継続的な支援で、**経営、財務、人材育成、販路開拓**の知識が全て身につけることのできる事業になります。

和泉市では**和泉市産業振興プラザ**、創業支援事業者である**和泉商工会議所**の連携を通じて、各機関の強みを生かした創業支援事業を行います。

- ① コンシェルジュ業務 : 市に創業支援窓口を設置し、和泉市産業振興プラザ及び和泉商工会議所と連携して相談を受けます。
- ② インキュベーション事業 : 和泉市産業振興プラザに入居する创业者の支援を行います。
- ③ 創業セミナー : 経営、財務、人材育成、販路開拓など創業に必要な知識を身につけることのできる創業セミナーを開催します。
- ④ 個別支援 : 和泉商工会議所にて、創業希望者に対する個別支援を行います。

計画
概要

<創業支援事業計画の全体像> ※下線は特定創業支援事業



<特定創業支援事業を受けたことによる優遇措置>

創業希望者等は、**特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により**、下記の優遇措置を受けることができます。証明を受けたい方は、下記の証明書交付の項目をご覧ください。

①会社 *1 設立時の登録免許税の減免 *1 株式会社、合名会社、合資会社または合同会社を指します。

創業を行おうとする方又は創業後5年未満の個人が会社を設立する際、登記に係る登録免許税が軽減されます。**資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免**となります。

- ※和泉市が交付する証明書をもって他の市区町村で創業する場合は、減免を受けることができません。
- ※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、減免を受けることができません。
- ※登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に証明書（原本）を法務局に提出する必要があります。

②創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始6箇月前から利用することが可能です。

- ※事業開始6箇月前から創業後5年未満の方が対象になります。
- ※創業関連保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に証明書（写し可）を信用保証協会または金融機関に提出する必要があります（別途、審査を受ける必要があります）。

③日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足

新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

④日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

⑤市補助制度（家賃補助、改装費補助）

- (1) 市内商店街における空き店舗を活用した場合、月額家賃の1/2以内（5万円限度）で最長6箇月間補助
 - (2) 市内で新たに創業した場合、改装及び改修に係る経費の1/2以内（30万円限度）補助
 - (3) 市内で新たに創業した場合、チラシやホームページ等の作成費等に要する経費の1/2以内（30万円限度）
- ※(2) 改装費と (3) 広告宣伝費は合計で30万円までの補助となります

<特定創業支援事業を受けたことの証明書交付対象者>

創業前の方（事業を営んでいない個人）及び**創業後5年未満の方**（創業を行った個人または創業により設立された会社で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの）が下記の特定創業支援事業を受けた場合に限り証明書の交付対象者とします。

交付対象者は、下記いずれかの特定創業支援事業を受ける必要があります。

- ①創業セミナー（経営、財務、人材育成、販路開拓の計4回のセミナー全て）を受講された方
- ②個別相談（相談時間は1回あたり1時間以上を4回以上）を1ヶ月以上の期間受けることにより経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得された方
- ③創業スクール（経営、財務、人材育成、販路開拓の計7回のスクール及び1回のプレゼンテーション発表）を受講された方

<特定創業支援事業を受けたことの証明書申請方法>

上記の優遇措置を受けるためには、特定創業支援事業を受けたことについて、和泉市長の証明が必要になります。証明を受けたい方は、所定の証明申請書を和泉市環境産業部産業振興室商工観光担当まで提出してください。

和泉市産業振興プラザ、和泉商工会議所に支援内容を確認のうえ、証明書を発行します。

<お問い合わせ>

**和泉市 環境産業部
産業振興室 商工観光担当**

住 所 / 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
電 話 / 0725-99-8123（直通）
F A X / 0725-45-9352

詳細については、
和泉市ホームページをご覧ください。

